

## K カルチャー探求同好会 規約

(名称)

第1条 本団体は、K カルチャー探求同好会と称する。

(目的)

第2条 本団体は、韓国文化や韓国語の学習に関心のある生徒が集い、韓国文化に対する理解を深めると共に、活動内で積極的に韓国語を用いることにより、語学力を高めることを目的とする。

(役員)

第3条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度末に開催する定例会議において改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長 1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長 1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。

(部員)

第4条 原則として、韓国文化及び韓国語の学習に興味・関心を持つ生徒であれば誰でも入部できる。

第5条 部員は、その意思により休部または退部することができる。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については、全構成員の3分の2以上の賛成により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全構成員の3分の2以上の賛成により改廃される。

附則

この規約は、令和4年5月13日から施行する。